

## 巻頭言

### 「男性稼ぎ主モデル」の抜本的な見直しを

家事育児・介護などの家庭内ケア労働と稼得労働との両立支援（以下、両立支援）といえは、かつては専ら女性とそのターゲットとして想定されていたが、近年になって、男性にとってもその重要性が高まってきている。その理由は、複数の背景から理解される必要がある。

まず、男性の両立支援は、かねてより、少子化対策や女性活躍推進の手段として求められてきた。この文脈では、異性カップルにおける夫の家事育児参加を促し、妻の家事育児負担を軽減することを通して、妻の出産意欲の向上や、妻の継続就労・再就職の促進が期待される。

その一方で、男性の生活の質の問題にも関心が向けられるようになってきた。家事育児には無償労働の側面のみならず楽しみや生きがいとしての側面もあるとすれば、稼ぎ主責任を負いながら長時間労働を余儀なくされる男性は、家族とともに時間を過ごしそこから生きがいや満足を得る生活から疎外されているとも言える。男性の両立支援は、男性がバランスのとれたより「人間らしい」生活を送る上でも重要とされる。

さらに近年では、男性が単独で家庭内ケア労働を担わざるを得ないケースが顕在化してきた。三世帯世帯割合の減少、離婚の増加や晩婚化・非婚化、そして少子化が相俟った人口動態の変化は、老親に対する義理の娘や実の娘、子どもに対する母や祖母といった、従来家庭内ケア労働を担っていた立場の女性が不在の世帯を増加させた。こうして、妻を介護する夫、親を介護する息子、育児をするシングルファーザーなどに対する両立支援が喫緊の課題として浮かび上がってきたのである。

こうしてみると、一言で男性の両立支援といっても、どのような立場の男性に対する何のための支援なのかによって、求められる方向性や制度設計も異なってくる。男性の生活の質の向上や少子化対策だけが目的なのであれば、妻が主たる家事育児の担当者であることを許容したまま、家事育児への男性の部分的な参加を促すだけで事足りるかもしれない。しかし、既婚女性の活躍を本格的に目指すのであれば、夫への両立支援には妻を主たる家庭内ケア労働者から解放するに足る水準の効果求められるし、シングルファーザーや男性単独介護者に対する両立支援であれば、女性不在

の条件下で男性の家庭内ケア労働と稼得労働の両立が可能なものでなければならない。後者のより積極的な支援の方向性を端的に言い表すならば、社会・生活保障システムにおける「男性稼ぎ主モデル」から「稼得とケアの調和モデル」(田中2017)への転換である。

確かに日本では、1980年代半ば以降、男女雇用機会均等法の施行(1986)やその後の拡充、性別を問わず利用できる育児・介護休業制度の導入(1992, 1999)など、「稼得とケアの調和」に向けた政策パッケージが準備されてきた。しかし同時に、それとは逆に、さまざまな社会保障制度や企業福祉制度が、多くの人々を「男性稼ぎ主モデル」へと誘導してきた。第3号被保険者制度(1985)や配偶者特別控除制度(1987)、所定内賃金よりも大幅に割り増しされた所定外賃金や配偶者扶養手当の支給、勤続年数の長さが有利に働く退職金や企業年金制度など。これらはいずれもジェンダー中立的な制度ではあるものの、女性よりも男性の方が時間あたりの平均賃金水準が高く、配偶者に扶養されている人の大半が妻である現状では、多くの異性カップルにとって、「稼得とケアの調和モデル」を目指すよりも「男性稼ぎ主モデル」に留まる方が、すなわち、夫が長時間働いて稼得責任に特化し、妻は夫の扶養のもとで家庭内無償労働を担う方が、収入や機会費用や社会保障費などの経済な側面において合理的な選択となってしまう。男性(と女性)の両立支援により実効性を持たせるには、「男性稼ぎ主モデル」ではなく「稼得とケアの調和モデル」の選択にこそ経済的インセンティブを与えるような社会保障システムへの抜本的な改革が求められる。

最後に、男性(と女性)の両立支援に関する従来のほとんどの議論においては、職業生活と家庭生活が空間的・時間的に分離していることが暗黙の前提とされていた。しかし、コロナ禍を契機とした在宅勤務の広がり、そうした前提の見直しを迫っている。「職住融合」の環境下での無償労働と稼得労働の実態や求められる両立支援のあり方も、今後探究すべき重要課題の1つであろう。

## 謝辞

本特集の編集会議で多くの示唆をいただいた執筆者各位と国立社会保障・人口問題研究所の斉藤知洋先生に御礼申し上げます。

## 参考文献

田中弘美, 2017, 『「稼得とケアの調和モデル」とは何か—「男性稼ぎ主モデル」の克服』ミネルヴァ書房。

多賀 太

(たが・ふとし 関西大学文学部 教授)